

卓越リサーチ・アシスタント（卓越RA）制度に関するQ & A

【制度】

Q1. 卓越RA制度とRA制度の違いはどこになるのか？

A1. 別紙参照

【対象】

Q2. 日本学術振興会特別研究員（DC1、DC2）が、卓越RA業務に従事することは可能か？

A2. 可能。ただし、卓越RAに従事する者は、特定のプログラムを履修又は参画する学生に限る。

Q3. 国費留学生在が卓越RA業務に従事することは可能か？

A3. 可能。なお、入国管理局での資格外活動許可は不要です。

Q4. 卓越RA制度の利用者がRA制度を利用することは可能か？（併用は可能か。）

A4. できない。特定のプログラムの履修又は参画する学生は卓越RA制度の適用となる。

【委嘱・経費等】

Q5. 特定のプログラム以外の財源で支給することは可能か？

A5. 可能。なお、RA制度同様に研究業務の委嘱を認めていない外部資金は不可。

Q6. 卓越RA制度では、特別研究員（DC）でない者が特別研究員（DC）の報酬を超えて業務を委嘱することは可能か？

A6. 可能。卓越RA制度は、本学における独創性及び高度な専門性を要する研究プロジェクト等の業務遂行に、選抜された特に優秀な大学院学生を参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び学術領域を俯瞰する能力の育成を図ることを目的としていることから、その業務内容により特別研究員（DC）の報酬を超える場合もあり得る。ただし、実施要領6条に定める評価委員会等により委嘱の透明性に努めるものとする。

Q7.. 卓越RA業務を委嘱している学生に他の経費による別の卓越RA業務を委嘱することは可能か？

A7. 可能。各プログラム等の実施組織、各部局等の評価委員会等において、委嘱する研究業務が重複していないこと、委嘱された卓越RAの研究業務が適切に遂行できるかどうか、複数の研究業務を委嘱することにより学生の授業等に支障をきたすことがないこと、他の学生との受給額のバランス等を総合的かつ慎重に判断した上で、複数の卓越RA業務を委嘱することも可能と考える。なお、この場合の個人番号の取扱いについては、同一番号での管理が望ましい。

Q8. 卓越RA制度では、20万円を超えて業務を委嘱することは可能か？

A8. 可能。ただし、業務の難易度等を考慮のうえ、実施要領6条に定める評価委員会等における審査により委嘱の透明性に努めるものとする。

【その他】

Q9. 秘密保持や知財管理について、RA制度と異なる点又は注意すべき点はあるか？

A9. 卓越RA制度は研究の独創性及び高度な専門性を求められる業務であることから、秘密保持や知財管理については、個別に誓約書を締結するなど、より留意した管理をしてください。

Q10. 選考及び単価の決定について、RAとの違いはあるか？

A10. RA制度と同じである。ただし、目的がRA制度と異なるため、卓越RA制度の目的を考慮の上、審査してください。

Q11. 税法上の取り扱い及び社会保険等について、RA制度と同様の処理でよいか？

A11. RAと同様です。

Q11. 今回の卓越RA制度において、労働者性の観点から留意すべきことは何か？

A11. RA制度と同様に、委嘱する研究業務について時間的な拘束をしたり、指揮命令下に置き、研究業務を遂行する手段等を限定したりすることで、裁量性を失わせるような実態がないように配慮することが必要です。

	卓越RA制度	RA制度
目的	<p>本学における独創性及び高度な専門性を要する研究プロジェクト等の業務遂行に、選抜された特に優秀な大学院学生を参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び学術領域を俯瞰する能力の育成</p>	<p>本学の研究プロジェクト等の遂行に優れた大学院生を参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成</p>
対象	<p>大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する者のうち、研究を担当する理事が別に定めるプログラム等を履修又は参画する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生 ・「東京大学国際卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生 ・「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」に参画する大学院学生 ・部局の財源でオンキャンパスジョブに従事する優秀な大学院学生 	<p>大学院博士後期課程及びは獣医学、医学又は薬学を履修する大学院課程の学生</p>
報酬	<p>月額単価 1万円～上限なし (評価委員会等で決定)</p>	<p>月額単位 1万円～20万円 (評価委員会等で決定)</p>